

○東総地区広域市町村圏事務組合財政状況 の公表に関する条例

平成 25 年 9 月 30 日
条 例 第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 1 項に規定する事項（以下「財政状況」という。）の公表に
し必要な事項を定めるものとする。

(公表の時期)

第 2 条 財政状況の公表は、毎年 6 月及び 12 月に行うものとする。

2 天災その他避けることのできない事由により、前項の時期に財政状
況を公表することができないときは、管理者は、当該事由のやんだと
きから 1 月以内に公表しなければならない。

(公表の内容)

第 3 条 前条第 1 項の規定により 6 月に公表する財政状況においては、
前年 10 月 1 日から 3 月 31 日までの期間における次の各号に掲げる
事項を明らかにするものとする。

- (1) 収入及び支出の状況
- (2) 財産、地方債及び一時借入金の現在高
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める事項

2 前条第 1 項の規定により 12 月に公表する財政状況においては、4
月 1 日から 9 月 30 日までの期間における前項各号に掲げる事項及び
前年度の決算の状況を明らかにするものとする。

(公表の方法)

第 4 条 財政状況の公表は、次の各号に掲げる方法で行う。

- (1) 東総地区広域市町村圏事務組合公告式条例（昭和 46 年条例第 1
号）の定めるところに従い、公告による方法
- (2) その他公衆の閲覧に供する方法

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、財政状況の公表に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。